

陳情番号	件名
第 19 号	「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求めることについて
受理年月日	
29.8.18	

陳情の趣旨	
[陳情の趣旨] 貴議会において、「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」を議決し、関係機関に提出いただくよう陳情いたします。 [陳情の理由] 我が国における薬害肝炎問題を解決するため、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成２０年１月１１日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月１６日に公布施行されてから早１０年が経過しようとしています。 この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち２２７８人（厚生労働省発表平成２９年４月末時点）が救済法による救済を受けてきましたが、特定フィブリノゲン製剤等によるＣ型肝炎感染者数は１万人以上（企業推計、ただし１９８０年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっています。 厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在します。また、現実にはカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、救済法の請求期限である平成３０年１月１５日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。 救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念からすれば、付則第３条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべき状況にあります。 また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とし、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるべきです。 症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第７条、同第９条） 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第６条１号）	

特定血液製剤以外の血液製剤によるＣ型肝炎感染も救済法の対象とすること
以上のことから、貴議会におかれましても、薬害肝炎被害者の全面救済のため、
関係機関に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。